

※県養成医師に対して、7/1(土) キャリア形成研修会での説明資料

県養成医師の派遣先以外での 研修にかかる取扱い

R5.6.21 兵庫県保健医療部医務課

県養成医師の派遣先以外での研修にかかる取扱い①

1. 現状等に対する問題提起

① 派遣先以外での研修については、特に但馬地域の小病院の派遣に際し、十分な修練が困難な場合に限り、派遣先の医療体制に影響がない範囲で運用

+

② 内科以外の診療科でのキャリア形成を希望する医師に派遣先以外での研修の機会を提供することで、**離脱を防止する目的で運用**
新専門医制度に対応するための特定診療科コース等の創設により、診療科選択が増える（令和 年～）

③ 派遣先医療機関からの報告する仕組みがなく、双方医療機関の判断のみ（院長が知らないケースも）で運用されていたため、医務課も実態を掴めず。（派遣協定等の書面交付無しが多数）

④ 派遣医師の週 4 / 5 勤務は、本来の医師不足を地域への支援を目的とする**制度の効果を下げる要因**
（例）週 1 日、5 人が研修に行った場合、5 人の派遣で 4 人分相当の効果
その研修を機会を維持されるために、却って派遣先病院の勤務医の負担増に繋がる

2. 改善に向けた着眼点

- 当初の趣旨（上記 1.①）に沿い、限定的な運用へ
- 出退勤の管理（働き方改革）や医療安全の保証を徹底（派遣協定書の交付等）
- 週 1 研修の効果や、専門研修プログラム（専門医取得）上での課題の確認 ほか

課題津等を医療機関、養成医に明らかにして、派遣方針やキャリア形成に向けた見通し等を分かりやすくしたい。

県養成医師の派遣先以外での研修にかかる取扱い②

3. 今後の運用方針

- (1) 派遣当初3ヶ月ないし半年は、派遣病院での勤務を最優先（本人の勤務成績等によって判断）
- (2) 週1回の研修を実施する場合は、研修目的を明らかにし、院内、診療科の合意形成、院長への決裁のもと、派遣協定書等の書面交付と出退勤の管理を徹底
- (3) 派遣先の希望調査時など、予め他病院への研修を希望する意向を確認する仕組みを導入

【派遣病院別の取扱い】

	週1回程度他病院への 研修機会の提供	近隣の病院、診療所 への診療応援
へき地拠点病院 豊岡、八鹿、西脇、赤穂、宍粟 はり姫、丹波、淡路	原則、不可	可
その他派遣病院① 出石、日高、朝来、村岡	派遣病院長の判断により可 ただし、県医務課に事前相談 (キャリアコーディネーターによる面談等実施)	可
その他派遣病院② 香住、浜坂	派遣病院長の判断により可 同一医療圏内であれば特段これを妨げない。 <u>特定診療科コース以外の診療科の研修を希望 する場合は、優先的に当該病院で勤務</u>	可
その他派遣病院③ 神崎、ささやま	要相談 ※派遣医師数が少なく、派遣実績も乏しいため	可

県養成医師の派遣先以外での研修にかかる取扱い③

【研修先の要件等】

派遣種別	要件等
前期派遣 (概ね卒後3年～5年)	派遣先医療機関で、その勤務期間中に必要とする医療技術※1の習得出来ない場合、診療体制に支障がない範囲※2において、派遣医療機関と同一医療機関内の病院での研修を可とする。 特に、研修で習得した技術等をただちに派遣先病院に還元できることが望ましい。 ※1 必要とする医療技術とは、当人の思いだけでなく、病院長、指導医、キャリアコーディネーター、県医務課、また専門研修プログラムの責任者などの意見を聴取するなどして、その必要性を確認できるもの。 ※2 診療体制に支障がないとは本人のマンパワーに限らず、研修を実施することで、病院の運営方針等に悪影響を及ぼさない配慮が必要と考える。
後期派遣 (概ね卒後8年～9年)	派遣先病院において、義務年限終了後に県内の医師不足地域での勤務を前提とした勤務を続けようとするときに必要な医療技術が習得できない場合、診療体制に支障がない範囲で、原則2次医療圏内の病院での研修を可とする。
■ 留意事項 ■ 大学病院、大規模病院、他の医療圏域にある地域の拠点病院で研修をさせることについては、当制度の趣旨を鑑み、上記の派遣期間中は避けるべきと考える。(＝後期研修の期間を有効活用)	

【その他】

研修先の医療機関との相互に人的な応援体制が確保されるのであれば、これまでに記載の要件等は問わない。